

令和6年5月8日

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟
選挙管理会 御中

申立者

住 所 東京都大田区大森中 3-23-7

呼出符号 JG1KTC

氏 名 高尾 義 則



選挙規定第 30 条による異議申し立てについて

令和6年2月1日告示の令和6年通常選挙について、下記のとおり異議申し立てを行いますので、裁定方よろしくお願いいたします。

1. 異議申し立ての事実

一 一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）は、選挙期間中に、特定の候補者 JG1KTC 高尾義則を誹謗する書面を作成し公正公明な選挙を妨げ（「前会長・高尾執行部に関する報告書」の公表について 証拠①）、JARLのホームページに掲載するなど、事実無根、根拠もなく虚偽の公表、一方的な虚構や妄想を取り上げて掲載し公表しております。

さらに、社員有志の報告書の要旨と称する事実無根、根拠もなく虚偽の公表、一方的な虚構や妄想も掲載されており、公正公明な選挙を妨げる行為であり、名誉棄損、誹謗中傷、執拗なハラスメント、選挙妨害行為の被害を受けました。証拠①

二 選挙期間中執拗にJARL発行のメールマガジン（【JARLメールマガジン】第435号 -----2024/03/05）を用いて公表、Web掲載に誘導する記事を掲載するなど、先に申し述べました通り、事実無根、根拠もなく虚偽の公表、一方的な虚構や妄想を取り上げ掲載し公表しております。社団法人として誤った情報の流布は、絶対に行ってはなりません。公正な選挙を妨げる行為であり、名誉棄損、誹謗中傷、執拗なハラスメント、選挙妨害行為の被害を受けております。証拠②

三 同書面を印刷物として、JARLの機関紙JARLニュース2024年春号に、特定の候補者 JG1KTC 高尾義則を誹謗する内容の書面（B5版両面印刷）を封入、JARLが選挙妨害行為を行っております。事実無根、根拠もなく虚偽の公表、社員有志の報告書の要旨と称する一方的な虚構や妄想も取り上げて掲載しており、公正公明な選挙の実施を妨げる行為であり、名誉棄損、誹謗中傷、執拗なハラスメント、選挙妨害行為の被害を受けました。証拠③

四 JARLの機関紙JARLニュース2024年春号に、証拠③の誹謗中傷の文書を同封し挟み込んでおりますが、同封された文書には差出人が書かれていません。そのような差出人の書かれていない文書を、JARLの機関紙JARLニュースに同封するなど常軌を逸脱した行為と言えます。

五 さらに、選挙期間中に、JA5SUD 森田耕司は、「前会長・高尾執行部に関する報告書」の公表

についての文書を添付して、誹謗中傷を会員への流布を依頼するなど、公正公明な選挙の実施を妨げる行為、選挙妨害行為を行っております。この添付文書には、社員有志の報告書の要旨と称する事実無根、根拠もなく虚偽の公表、一方的な虚構や妄想が掲載されており、公正公明な選挙の実施を妨げる行為を JA5SUD 森田耕司が、高槻クラブの JA3WDL 井村 厚に依頼しており、選挙妨害、公正公明な選挙の実施を妨げる行為を行って、多大な被害を受けました。証拠④

五 JARL選挙管理会では、JARLのWeb並びにJARLの機関紙JARLニュース2024年春号に、「選挙運動についてのご注意」として、今回行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次の通りとしました旨の書面を発出、14ページに掲載しております。「誹謗中傷行為などは控えるように」や「公正な選挙を妨げる行為を行った場合には、処分の対象となる」等と掲載されております。

JG1KTC 高尾義則に対するこれらの行為は、第2項目の「社会通念上、公正な選挙を妨げると考えられている行為」にも抵触するものであり、卑劣な選挙妨害行為は許されるものではありません。

証拠⑤-1 JARL WEB 掲載

証拠⑤-2 JARL ニュース 2024 春号 掲載

六 JARLの機関紙JARLニュース春号に封入は、書面の印刷JARL会員の皆様からお預かりした会費（JARLの経費）を使って誹謗中傷文を作成し、JARLの経費を使ってJARL NEWSに封入しており、組織として公正公明な選挙の実施を妨げる行為、選挙妨害行為を行っており、詳細を究明し、費用の弁済など、次のように関係者の処分を求めます。

2. 求める処分

公正公明な選挙を妨げる行為であり、JG1KTC 高尾義則への選挙妨害行為、名誉棄損、誹謗中傷、執拗なハラスメントの被害など明白であり、下記の処分を求めます。

- 一 関係者に対する警告
- 二 原因の究明
- 三 費用の弁済

以上